

論文

シュヴァイツァーにおける文化と植民地の問題について

岩井 謙太郎

はじめに

シュヴァイツァーのアフリカの植民地（自身のアフリカの医療活動を含めて）に対する見方（態度）は、黒人の側からは、アフリカの人々の立場を配慮することのない植民地主義者であると彼をみなす者、白人の側からは、ヨーロッパ宗主国を裏切る反資本主義者とみなすものまで、批判に晒されてきた（この問題は、シュヴァイツァーのアフリカにおける病院経営の観点から、とりわけ、彼の病院経営の近代性・反近代性やパターナリズムに対する批判的な議論等とも関連している）。シュヴァイツァーの植民地観に対するこのような批判の論拠はどこに存するのであろうか¹。本稿においては、このようなシュヴァイツァーに対する批判が妥当なものであるかどうかを検討するために、まず、1においてシュヴァイツァーの植民地観を検討し、次いで、2において、彼の植民地観から展開される、様々なアフリカ植民地の社会問題群の中から、アフリカの人々の労働観、強制労働、特許制度、教育の問題を考察し、3において、1と2で論じられた問題が、彼の生への畏敬の倫理の哲学的思索とどのように関連しているのかについて検討し、最後に、3において考察した、人間性の思想（生への畏敬の倫理）が、アフリカ植民地の問題（アフリカの人々の人権論）として具体的に展開された、シュヴァイツァー人間の権利論（人権論）を、とりわけ、強制労働の問題（特許制度の問題）が、自由な労働の選択と通商の自由の権利と密接に関連して構築された議論であることを論じ、それを通じて、シュヴァイツァーの植民地に対する見方（態度）について検討する。

1. シュヴァイツァーの植民地観

シュヴァイツァーはアフリカ諸国の植民地経営をヨーロッパの人々が容認することができかどうかについて以下のように問題を提起する。

「われわれ白人には、未開民族かつ半未開民族を強制的に支配する(unsere Herrschaft aufzudrängen)権利を持っているのであろうか」²。

このような問いに対して、シュヴァイツァーは以下のような答えを提示する。

「もし、私たちが、ただ彼らを支配し、その土地から物質的な利益を引き出そうと欲することだけであるならば、答えは否である。もし、私たちが、彼らを真剣に教育し、彼らを福利(Wohlstand)に導くのであれば、然り、である」³。

つまり、シュヴァイツァーは、アフリカの現地の人々を教育し、彼らの福利厚生を考慮することを条件として、植民地支配を容認するのである。換言するならば、シュヴァイツァーは、ヨーロッパのアフリカ諸国の植民地経営を全面的に放棄する立場には賛同していないのである。それでは、なぜ、シュヴァイツァーはこのような考えているのであろうか。端的に言えば、ヨーロッパの帝国主義的な世界商業がアフリカ諸地域に組み込まれたからである。確かに、シュヴァイツァーは、「われわれも彼らも、世界貿易に逆らってはなにごともしえない」⁴と指摘しているように、世界商業を全面的に否定はしていない。というのも「当の現地の人々自身が（ヨーロッパの）世界商業に物資を納入し、金銭を手に入れることを差し控えようとはせず、世界商業の側でも、現地の人々から産物を手に入れ、彼らに商品売ることを断念する気がないからである」⁵。

しかし、世界商業がアフリカ地域に浸透したことによって弊害が生じたことをシュヴァイツァーは以下のように懸念する。

「避けることのできない展開において、酋長たちは、世界商業によって彼らが意のままにする、武器や金で現地の人々の多数を絶対的な仕方で制圧し、彼らを奴隷とし、少数の者を豊かにする輸出用の労働に従事させている。現地の人々が、奴隷貿易の時代のように、金、鉛、火薬、タバコ、火酒をもたらす商品となったのである」⁶。

このように世界商業の弊害として、アフリカの部族の酋長が、現地の人々を輸出用の労働力として酷使している点に、シュヴァイツァーは問題をみているのである。もちろん、シュヴァイツァーは世界商業の弊害を、アフリカの部族の酋長だけに責任を押し付けているだけではない。シュヴァイツァーは、ヨーロッパの世界商業がアフリカに与えた影響を以下のように批判する。

「植民地を取得したものが、現地の人々の酋長たちの不正、暴力、残忍なことと同様なことを行い、それでもって私たちに大きな罪責を負わせた者が数多いということは、十分真実である。今日、現地の人に対して犯されている罪責についても、私たちが秘匿したり、弁解したりすることは許されることではない」⁷。

シュヴァイツァーの罪責論については、ここでは検討することができないが、彼は、帝国主義的な世界商業によるアフリカの問題に対する責任の所在を、アフリカの酋長とヨーロッパの宗主国との双方に見ているのである。そして、アフリカの問題を解決するために、シュヴァイツァーは、ヨーロッパ宗主国による、アフリカの植民地経営をやむを得ず容認するのである。というのも、ヨーロッパ宗主国による、アフリカの植民地経営を全面的に否定するならば、つまり「植民地の未開の人々や、半未開の人々に独立を与えようとすることは」⁸、アフリカの部族の酋長が、再び現地の人々を奴隷化することを以下のように、シュヴァイツァーは懸念しているからである。

「未開かつ半未開の民族の、いわゆる独立が意味することは、以下のことから読みとることができる。つまり、黒人共和国、リベリアにおいては、今日でも家内奴隷が存在し、さらに悪いことに、ゆゆしき労働者を外国へ強制的に送ることが行われている。これらは1

930年10月1日に、文書上、廃止されただけのことである」⁹。

それでは、シュヴァイツァーはどのような方針でヨーロッパの植民地経営を容認したのであろうか。先にも述べたように、シュヴァイツァーは、ヨーロッパ宗主国の植民地経営によって、宗主国の利益の保持だけを考えたのではなく、植民地の人々を教育することによってアフリカ諸国に福利を与えることをも念頭に置いていたのである。しかし、ヨーロッパの植民地経営において宗主国の利益を保持することと同時にアフリカの人々の文化を維持（向上）するということは、容易なことではないと思われる¹⁰。実際、シュヴァイツァーもその点について以下のように述べている。

「悲劇的なことは、まさしく、文化の関心と植民地政策の関心とが重なりあわず、多くの点で対立するということである」¹¹。

シュヴァイツァーは、両者の利害の内実について以下のように考察している。アフリカの植民地政策は「できる限り多数の人間が、あらゆる可能な方法で（現地の）土地の富の最高度の利用のために、要求せざるをえないのである。植民地に投じられた資本が利潤をあげ、本国が必要なものを本国の植民地から手に入れるように、できるだけ最高度の生産をする」¹²ということである。それに対して、アフリカの文化の促進とは「原始林の人々を、その部落にとどまらせ、ここで手仕事を行い、栽培をして、竹小屋の代わりに木造の家や煉瓦作りの家に住み、堅実で平穏な生活に導くことに存する」¹³のである。

つまり、アフリカの人々は、ヨーロッパ宗主国の植民地経営が要求するものに応ずるために、コーヒー、カカオ、鉱産物等の物資をヨーロッパに供給し、その見返りに受け取った金銭で、ヨーロッパ宗主国から既製品や食料品を彼らが輸入するという、いわば、ヨーロッパ宗主国とアフリカ諸国との間の世界商業の被搾取的な植民地経営の構造から、アフリカの「土地の住民の産業が不可能になり、しばしば農業の存続までも危うくなる」¹⁴ことが帰結し、ヨーロッパ宗主国の植民地経営の利益の保持の観点とアフリカの植民地の文化の保持をいかにして両立させることができるかということをシュヴァイツァーは問題視しているのである。このようなアフリカ植民地の状況を打開するために、シュヴァイツァーは、文化的な植民地経営（アフリカの人々の産業保護の観点から）を以下のように主張する。

「未開の人々ないし半未開の人々のもとで、輸出に向けられる労働力を、その国の産業と、必要な食料品生産のための農業との妨げにならぬように、抑えなくてはならないのである」¹⁵。

2. アフリカ植民地の社会問題

これまでシュヴァイツァーの植民地観を検討してきたが、彼は、ヨーロッパの植民地政策とアフリカの人々の文化の問題の矛盾を考える際に、アフリカの人々の労働観、強制労働、特許制度、教育の問題といった具体的な問題を検討しているのである。まず、シュヴァイツァーが論ずる、アフリカの人々の労働観を見てみよう。シュヴァイツァーはヨーロ

ッパの人々のアフリカの人々の労働観の偏見について以下のように述べる。

「ヨーロッパにおいて、私たちは、未開の人々のもとでは、ほどよい賃金で望むだけの労働者が得られるだろうと想像しがちである。事実とは反対である。未開民族のもとでは労働者を見出せない、ここほど、仕事の量の割合に高い賃金が払われるところはない」¹⁶。

シュヴァイツァーによれば、アフリカの人々は、わずかの労働によって、生活に必要な物資を得ることができるとされる。それゆえ、アフリカの人々は労働者として雇用され、定期的に金銭を得ることを必要とせず、ヨーロッパの植民地経営のための労働力を、アフリカにおいて供給することは困難事となるのである。ただし、以下にシュヴァイツァーが述べているように、アフリカの人々も生活必需品以外のものを手に入れるために、やむを得ず、一定期間ではあるが、彼らが労働者として従事することも存するのである。

「この自然の子（現地の人々）が、ヨーロッパ的意味で労働に従事するのは、多かれ少なかれ、本来の意味の生存のための闘争以外の欲求である。金を得るための一定の目的がなければ、自然の子は、自分の村落にとどまっている」¹⁷。

このように、ヨーロッパの植民地経営のための労働力の需要とアフリカの人々の労働力の供給の問題が生じていると言えよう。この問題を解決するために、ヨーロッパの宗主国は、植民地の人頭税を倍額にし、生活必需品以外の嗜好品等のアフリカの人々の需要拡大を目論んだとされる。シュヴァイツァーも「税金と高められた欲求は、確かに黒人を従来よりも多く働かせることができる」¹⁸と述べているように、このような植民地政策を全面的に否定するわけではない。しかし、税金の負担増や、現地の人々の趣向品の需要の拡大には限界もあると言えよう。というのも、シュヴァイツァーはアフリカの人々に対して以下のことを懸念しているからである。

「黒人が雇用されるとき、黒人は、最小限の労働で最大限の金銭を得ようとするとしか考えていないのである」¹⁹。

つまり、シュヴァイツァーは、現地の人々は、金銭の対価に対して労働意欲が低く、ヨーロッパ宗主国の植民地経営のために、アフリカの人々を労働力として確保することが困難であると考えているのである。しかし、ヨーロッパの宗主国が、植民地経営を促進するためには、アフリカの人々の労働力が必要である。この矛盾をシュヴァイツァーはどのように克服するのであろうか。その点に関してシュヴァイツァーが検討する、強制労働の問題を検討してみよう。というのも、この問題を解決するために宗主国の政府が強制労働の教育的効果について議論していたからである。

シュヴァイツァーは以下のように強制労働(Zwangsarbeit)について理解している。

「一定の継続的な職業を営んでいない現地の人々はすべて国家の命令で、年に多くの日に商人もしくは栽培場主のところで労働しなくてはならない」²⁰。

ただし、必ずしもアフリカ全土において強制労働が実施されているわけではない。例えばアフリカのオゴウエ川流域では強制労働は行われていないとされる。では、なぜアフリカにおいて強制労働が必要であるのであろうか。それは帝国主義的なヨーロッパの世界

商業（植民地経営）の前提のもとにはあるが、運搬人夫の重労働を軽減し、飢饉が生じたときに食料を迅速に運搬するために、道路の建設と鉄道の敷設を必要とするからである。このような道路の建設と鉄道の敷設に、シュヴァイツァーも、一定程度理解を示し、緊急時にのみアフリカの人々に相応の対価を支払い労働に従事させる必要性を認めている。しかし、シュヴァイツァーは強制労働が一般化することに対しては異議を唱えるのである。というのも、強制労働の実施に際して、家族労働に伴う人命の危険、労働力の確保の問題（白人が現地の人々を労働に召喚する時期と、村落の栽培場の開墾の時期、大規模な出漁の時期等と重なった時に、ヨーロッパの植民地経営のために、アフリカの人々を強制労働に召喚することが許されるのかという問題）、労働召喚後の家族の扶養の問題等が生じうるからである。つまり、このような問題を常に念頭に置いて、労働の召喚について熟考するのでなければ「強制労働がたちまち一種の奴隷制になるという危険が存する」²¹ことをシュヴァイツァーは懸念しているのである。ここで指摘しておかなければならないことは、この強制労働の問題は、後に4において考察するように、シュヴァイツァーの人間の権利論（人権論）と密接に関連して論じられた議論であるということである。

また、シュヴァイツァーは強制労働の問題との関連において「特許制度」(Konzession)の問題について検討する。特許制度とは、シュヴァイツァーによれば、豊富な資金を持つ一つの会社に、宗主国が植民地の一地区の管理を委ねることとされる。そこにおいては、他の商人は定住することが許されず、競争原理も機能していないとされる。植民地に対する宗主国としての国家主権は、書類上（形式的に）保持されるのみで、事実上は、商事会社が国家主権に属する機能を代行しているのである。とりわけ、宗主国に対する、現地の人々の未納の税金を、産物ないし労働の形態で納入させ、それらを商事会社が、宗主国国家に納入するような仕事を請け負っているのである。シュヴァイツァーは、この特許制度をどのように評価しているのであろうか。シュヴァイツァーは、ベルギー領コンゴの大規模な特許制度のシステムによって弊害が生じたこと（強制栽培制度）を指摘しつつ、特許制度の運用如何によっては「現地の人々を人権のない物件として、白人商人および栽培場主に隷属させることに導く」²²と述べているように特許制度を批判する。しかし、特許制度には欠陥だけでなく利点もあるとシュヴァイツァーは以下のように論じている。

「会社は「上オゴーウェ会社」が実行しているように、自分の特許地区から火酒を遠ざけ、がらくたでない、堅実な商品を商館で販売することができる。理解のある人に運営されれば会社は教育的な効果をあげることができる。そして、その土地は長年、その会社だけに属するので、会社は地方を合理的に経営することに関心を持ち、略奪(Raubbau)するような商売をしようという誘惑に陥らないのである」²³。

とりわけ、シュヴァイツァーは、独占会社「上オゴーウェ会社」が、アフリカ現地において健康維持（火酒の輸入禁止による人命の危険の救済）のため、火酒の販売を1919年に禁止したことを高く評価している。実際、このような火酒の輸入販売禁止案はシュヴァイツァーが以下に述べているように以前から議論されていたのである。

「オゴーヴェ地方では、官吏、商人、宣教師、酋長は、火酒の輸入を禁止すべきであるという点で意見が一致している」²⁴。

オゴーヴェ地方において、1919年以前に火酒の輸入販売が禁止されなかった理由は、火酒の販売によって、宗主国に莫大な輸入税がもたらされ（火酒による輸入税は、植民地における最大の収益である）、アフリカ植民地の財政の問題に寄与したからである。この火酒の輸入販売の問題（シュヴァイツァーはこの問題を教育の問題とも考えている）においても、アフリカの人々の文化の保持とヨーロッパ植民地政策の利害との間の緊張関係をシュヴァイツァーは洞察しているのである。

これまで、シュヴァイツァーが考察する労働観、強制労働の問題、特許制度の問題について検討してきたが、これらの問題群はアフリカの人々の教育の問題と連関しているのである。そこで、シュヴァイツァーが論じる、現地の人々に対する教育問題について検討してみよう。

「現地の人々の教育の問題は、経済および社会の問題と結びついていて、しかも後者の問題よりも複雑である」²⁵。

先に述べたように、シュヴァイツァーは、アフリカの人々は、ヨーロッパ宗主国の植民地経営が要求するものに応ずるために、コーヒー、カカオ、鉱産物等の物資をヨーロッパに供給し、その見返りに受け取った金銭で、ヨーロッパ宗主国から既製品や食料品を彼らが輸入するという、いわば、ヨーロッパ宗主国とアフリカ諸国との間の世界商業の被搾取的な植民地経営の構造の帰結として、アフリカの土着の産業や農業が存亡の危機に陥ってしまったと論じていたのである。この問題（アフリカの土着の産業と農業の振興の問題とヨーロッパの植民地経営の関心との間の矛盾）を解決するために、シュヴァイツァーは、アフリカの人々の教育の問題を論じるのである。シュヴァイツァーによれば「農業と手工業が文化の基礎」²⁶であり、商業や知的な職業を営む国民層を形成するためには、農業と手工業を自前で展開しうることが前提条件とされる。つまり農業と手工業によって「高次の文化のための経済的条件が作られうる」²⁷のである。しかし、アフリカの植民地においては、「あたかも農業や手工業ではなく、読み書きこそが文化の発端である」²⁸かのように、農業や手工業を軽視した教育がなされていることをシュヴァイツァーは懸念するのである。というのも、読み書き計算等の知的偏重教育だけが植民地においてなされるならば、ヨーロッパの被搾取的な植民地経営の構造からアフリカの植民地が脱出することができないとシュヴァイツァーは考えているからである。そのためには以下のようにアフリカの人々を農業と手工業に導く教育（そのために必要な教員も供給する必要がある）が必要であると彼は主張している²⁹。

「正しい植民地経営とは、現地の人々を農業と手工業から離反させるのではなく、農業と手工業に導くように教育することである」³⁰。

「未開の諸部族における教育活動は、未開の社会諸形態の必要に適応した、知的教育活動と実践的手工業の教育活動をなすべきである。私たちは、そのような地域に普通の教員だ

けでなく、手工業の親方を（教員として）送らなければならない」³¹。

シュヴァイツァーも、「植民地の学校においては、知的な学びと同時に、あらゆる種類の手工業技術の習得に向かわなければならない」³²。と述べているように、アフリカの植民地における全般的な知的教育を否定しているのではない。実際、シュヴァイツァーが以下のように述べているように、植民地行政府や商事会社の事務職員を、現地の人々から採用するために、知的教育の重要性を認めているのである。

「政府と商業は、広範な知識を備えた現地の人々をも必要とする。それゆえ、学校は学校の目的を普通教育よりもはるかに高いところに置き、複雑な計算ができ、白人の言語において申し分なく書けるような人々を養成しなければならないのである」³³。

しかし、知的な教育を受けた植民地下の多くのアフリカの人々が、商業や事務員等の職種を選択し、農業や手工業の発達に貢献していないことを、シュヴァイツァーは強く懸念しているのである。つまり、アフリカ植民地のこのような状況は「全く不健全な経済的、社会的状況を生み出し」³⁴、被搾取的なヨーロッパの植民地経営の構造を固定化する危険性をシュヴァイツァーは案じているのである。ここで、この問題について論ずることはできないが、シュヴァイツァーは、このような固定化を克服するためには、植民地の行政官、商事会社の社員、現地の酋長が協力しつつ、アフリカの人々の産業保護に有益な教育活動をしなければならないと考えているのである。

3. アフリカの植民地問題と生への畏敬の倫理との連関

これまでシュヴァイツァーの植民地観と、それが具体的に展開されたアフリカの社会問題について論じてきたが、本節ではシュヴァイツァーの生への畏敬の倫理における哲学的思索³⁵とシュヴァイツァーの植民地観（アフリカの社会問題への関与）がどのように連関しているのかについて検討する。ここではシュヴァイツァーの生への畏敬の倫理思想の構築プロセスの詳細について言及することはできないが、彼の生への畏敬の思想について要約的に述べるならば、シュヴァイツァーは、自己を何らかの仕方で超越したものへの生への畏敬の体験が、自己の生への畏敬の体験と結びつくことによって、自己の生への意志が肯定され、この肯定された自己の生への意志が、倫理的なものをいわば能動的に洞察（思惟）することによって、他の被造物に対する「生への意志」の肯定（共感・共同体験）が生じ、私たちが他の被造物へと献身助力するような倫理が実現されうると考えているのである。そして、このような倫理が実現されるための根本原理として、シュヴァイツァーは「生を維持し促進することは善であり、生を破壊し毀損することは悪である」³⁶と定式化するのである。

以上、簡単にシュヴァイツァーの生への畏敬の倫理思想の要点を見てきたが、ここでの主眼目はシュヴァイツァーが、生を維持促進することを善と考えていることである。このようなシュヴァイツァーの生への畏敬の倫理の理想は、現実の人間に対してどのように関わることができるのであろうか。というのも、たとえシュヴァイツァーの生への畏敬の理

念に共感を持ちえたとしても、現実の私たちは大なり小なり他の生命体を毀損（悪をなすこと）することなしには生きていくことができないからである。ここに生への畏敬の理想主義的側面と人間の現実的側面の問題が顕になるのである。つまり、シュヴァイツァーが定式化した倫理の根本原理は、先に指摘した、彼のアフリカ植民地観（アフリカの社会問題への実践的関与）の現実主義的側面と併せて検討しなければ片手落ちになりかねないと言えよう。そこで、この問題を考える手がかりとして、シュヴァイツァーが『文化と倫理』において論じている、倫理的人格性の倫理（個人倫理）と社会倫理の関係論について検討してみよう。

シュヴァイツァーによれば、倫理的人格性の倫理(Die Ethik der ethischen Persönlichkeit)とは、個人的で、社会によって統制することができない倫理であるとされる。それに対して、シュヴァイツァーは社会倫理を「社会(Gesellschaft)によってその繁栄のために作られた倫理」³⁷と規定する。シュヴァイツァーによれば、倫理的人格性の倫理（個人倫理）においては、個人は、自らを他者のために犠牲にするか、他者を犠牲にするかという二者択一の選択を強いられた時に前者を選ぶのであるが、社会倫理においては、社会の全体的な福利が目的となるので、個人の幸福や存在に対してそれほど配慮されないとされる。そこに社会倫理の問題点が存するのである。それではシュヴァイツァーは倫理的人格性の倫理（個人倫理）と社会倫理の関係をどのように考えているのであろうか。端的に言えば、シュヴァイツァーは社会倫理の立場を見据えた個人倫理（倫理的人格性の倫理）を論じているのである。というのもシュヴァイツァーは、私たちの現実が絶えず「社会の実行機関となる状況におかれる」³⁸ことに注目しているからである。このような私たちの状況から、倫理的人格性の倫理（個人倫理）と社会倫理との葛藤が生じるのである。その点についてシュヴァイツァーは以下のように述べている。

「社会と個人との間の倫理的葛藤は、後者が個人的責任だけでなく個人的な事柄を超えた責任をも担うということに由来する。私個人だけが問題になるのであれば、私は常に忍耐強く、常に許し、常に寛容であり、常に情け深くあればいい。しかし、私たちは誰でも、単に自己の責任だけでなく、ある事柄にたいしても責任を担うという立場に置かれるが、そのときには個人的な道徳に反した決断を強いられることになる」³⁹。

このように、私たちは個人倫理と社会倫理との葛藤において選択を迫られているが、シュヴァイツァーによれば、通常ของการ察は、この葛藤から逃れるために個人倫理（個人的責任）を無視して倫理を社会倫理（社会的責任）にのみ限定することに陥ってしまうとされる。というのも、責任を社会的責任にのみ還元する者は、シュヴァイツァーが以下のように述べるように、自分たちの行為は、私的な個人的関係における利己主義から他者を犠牲にしているのではなく、多数の人々の幸福（社会全体の幸福）を考慮した結果、個々人の幸福を犠牲にすることはやむを得ないことであると自らを正当化（罪過なし）するからである。

「彼（社会的責任を担う者）は自らの個人的存在あるいは個人的幸福のために、他の存在

あるいは他の幸福を犠牲とするのではなく、個人的存在と個人的幸福を多数者の存在、あるいは多数者の幸福を考慮して合目的と思わざるをえないもののために犠牲にするのである」⁴⁰。

「何らかの仕方では生命を犠牲にして毀損する私は、倫理において存せず、私の存在あるいは幸福を維持するために利己的に罪責があるにせよ、多数の他の存在あるいは幸福を維持するために非利己的に罪責があるにせよ、いずれにせよ私には罪責があるのである」⁴¹。

このようにシュヴァイツァーは罪責の問題から倫理を考察しているのであるが⁴²、シュヴァイツァーは、一方においては、たとえ社会倫理が、私的な個人的関係において他者を犠牲にしないことを目論んでいるにせよ、社会全体の福利のために個人の幸福を犠牲にすることを正当化するような社会倫理（個人倫理を無視した）を認めず、他方においては、社会倫理を無視した個人倫理を認めていないのである⁴³。先に、シュヴァイツァーは社会倫理の立場を見据えた個人倫理（倫理的人格性の倫理）を論じていることについて言及したが、ここで注意しなければならないことは、シュヴァイツァーが社会倫理と個人倫理の両者を何らかの意味において一つのものに統合できるとは考えていないことである。というのも、もし社会倫理と個人倫理を一元的に統合するならば「倫理的人格性の倫理が社会倫理の犠牲になる」⁴⁴ことを、シュヴァイツァーは懸念しているからである。シュヴァイツァーが以下のように述べているように個人倫理と社会倫理は相互に本質的に異なっているのである。「倫理的人格性の倫理と社会の立場からの倫理は、それゆえいずれにも還元することができず、等価値でもない」⁴⁵。

このように、シュヴァイツァーは、社会倫理（社会全体の福利）を射程に入れつつも、できる限り個々人の幸福に資するような倫理（個人倫理）を論じるのであるが、そのためには、個人倫理と社会倫理が葛藤において存することを認め、両者の葛藤は緩和されてはならないと彼は考えているのである。シュヴァイツァーはこのような倫理の構想を、先に指摘した、生の維持促進のみを善と考え、生を破壊し毀損することを悪と考える、生への畏敬の倫理の視座から論じているのである⁴⁶。シュヴァイツァーの生への畏敬の倫理は、人間だけでなく、あらゆる生命体へと射程を有しているが、生への畏敬の倫理が、とりわけ人間において具体的に適用される場合には、シュヴァイツァーは人間性(Humanität)の思想として、それを展開しているのである。シュヴァイツァーによれば、人間性の思想とは「個々人の存在と幸福(Glück)への配慮」⁴⁷を推進する思想であり、「個人が社会のように非個人的合目的的に思惟し、個人的存在をある目的のために犠牲にすること」⁴⁸に与しない思想であるが、シュヴァイツァーが以下に述べるように、シュヴァイツァーは、生への畏敬の倫理から人間において具体的な展開された統制的原理としての人間性の思想を媒介して、個人倫理と社会倫理を繋ぐことを試みていると言えよう⁴⁹。

「私たちは、私たちのもとに現れる一切の原理、心情、理念を、生への畏敬の絶対的倫理によって測られた尺度（基準）によって厳格に測る。私たちが妥当せしめるのは、人間性と一致するもののみである」⁵⁰。

「大切なことは、倫理的人格性の倫理をして、徹底かつ有効に社会倫理と対決することを可能にする道德の根本原理を立てることである。従来は、私たちは倫理的人格性の倫理にこうした武器を与えることができなかった。倫理はもっぱら社会への可能な限りの広範囲な献身とみなされてきたのである」⁵¹。

そして、この人間性の思想（生への畏敬の倫理）は、4で考察するように、シュヴァイツァーによって人間の権利論（人権論）として展開されるのである。これまで論じてきた、シュヴァイツァーの生への畏敬の倫理（人間性の思想）を視座とした個人倫理と社会倫理の関係論は、以下に簡単に述べるように、シュヴァイツァーの植民地観、彼のアフリカの社会問題に対する見解（実践）にも反映されていると思われる。つまり、シュヴァイツァーは、個人倫理の立場と社会倫理の立場（ヨーロッパによるアフリカ植民地経営の立場とアフリカの全体的な福利の立場）との境界において、個人倫理の立場と社会倫理の立場の二者択一に陥らず、二つの倫理の立場の葛藤を担い、生への畏敬の倫理（人間性の思想）を視座（理念）として、アフリカの植民地の問題に具体的、実践的に関与したと解釈するのである。換言するならば、シュヴァイツァーは、ヨーロッパによるアフリカの植民地経営を前にして、一挙に植民地を解放する立場を支持していないものの（ヨーロッパの植民地政策を前提にした現実的側面）、生への畏敬の倫理（人間性の思想）をいわば統制的原理として（理念的側面）、できる限りアフリカの人々が、ヨーロッパの植民地経営の犠牲（強制労働の問題等による犠牲）にならないよう配慮する姿勢を貫いたと言っているのである。このようなシュヴァイツァーの哲学的思索（理念的側面）とアフリカの社会問題への実践的な関与を含む彼の植民地論（現実的側面）との連関については、以下のシュヴァイツァーの記述からも確認することができるのである。

「生への畏敬の絶対倫理は、人間において現実と根本的に取り組むのである。この倫理は人間のために葛藤を破棄しない」⁵²。

4. 植民地における人間の権利（人権）の問題

これまで、3において、1と2で展開されたシュヴァイツァーの植民地論（アフリカの社会問題に対する実践的関与を含む）が、彼の生への畏敬の倫理（人間性の思想）の哲学的思索と連関していることを検討した。そこで4においては、遺稿『我ら垂流者達—文化と文化国家』の付録「白人と有色人種との関係」（1927年）を中心に、これまで論じてきた人間性の思想（生への畏敬の倫理）の視座が具体的に（アフリカの植民地の諸問題との連関において）展開された、シュヴァイツァー人間の権利論（人権論）を検討してみよう⁵³。シュヴァイツァーにとって植民地の主要な問題は「人間の権利（人権）の維持と保護と行使」⁵⁴に存する。シュヴァイツァーによれば、人間の権利の理念は18世紀において生じ、展開したとされる。ただし、人権の理念が展開されうするためには、シュヴァイツァーが以下のように述べているように、具体的な社会秩序の確立を必要とするのである。

「基本的な人間の権利は、ただ確固とした、十分秩序づけられた社会においてのみ確認

しうるのである。無秩序の社会においては、人間自身の福祉と人間の基本的な権利の制限を必要とするのである」⁵⁵。

このように、シュヴァイツァーは基本的な人間の権利の問題は、社会秩序との連関で論じられねばならず、単に抽象的な人権論だけでは不十分であり、具体的な状況を見据えた上で人権論を展開しなければならないと考えているのである。

「もし、社会秩序が正常であるならば、権利は十分維持される。もし、社会秩序が異常であるならば、権利は脅かされ、制限されるのである」⁵⁶。

人権の理念を、当該国家の具体的な社会秩序との連関において検討している事例として、シュヴァイツァーは、第一次世界大戦後（1927年当時）のヨーロッパにおいて社会秩序が不安定になったことで、それに応じて移動の自由が一部制限されていることを指摘している。このような人権観のもとで、シュヴァイツァーは、現下のヨーロッパ宗主国によるアフリカの植民地経営のもとで、いかにしてアフリカの人々の基本的な人間の権利を保持しうるのであるのかという問題について論ずるのである。シュヴァイツァーは以下のように7つの基本的な人間の権利（人権）を提示する⁵⁷。

①居住の権利、②滞在地の自由選択の権利、③土地および土地財産、それらの享受を妨害されない権利、④自由な労働の選択と通商（商業）の自由の権利、⑤法律上の保護の要求、⑥通常の状態の紐帯(Verband)において生きる権利、⑦教育の権利。

①、②、③、④の権利、とりわけ④の権利は、先に検討した強制労働、特許会社の問題と密接に関わり、⑤、⑥、⑦の権利、とりわけ⑦の権利はアフリカの人々の教育問題と密接に関係していると言えよう。ここでは、ヨーロッパ宗主国による強制労働の問題（特許会社の問題）とアフリカの人々の文化の保持の矛盾を克服するためにシュヴァイツァーが詳細に論じている、④自由な労働の選択と通商（商業）の自由の権利について検討してみよう。シュヴァイツァーは、自由な労働の選択の権利について以下のように述べる。

「人間が自分の労働を自由に用いる権利ほど根本的、本質的な意義を持つ権利はない」⁵⁸。

個人が自由に労働選択をする権利が重要な意義を持っていることをシュヴァイツァーは主張するのであるが、ヨーロッパ本国がアフリカ諸国を植民地に行っている現状においては、アフリカの人々が、自由に労働を選択する権利を保障することは容易なことではない。シュヴァイツァーは、このようなヨーロッパのアフリカ植民地経営のもとで、アフリカの人々の、人間の自由な労働選択の権利についてどのように考えているのであろうか。シュヴァイツァーはヨーロッパの宗主国が、アフリカの植民地に対して「金銭あるいは自然の産物の形態で税金を徴収する権利」⁵⁹を認めている。しかし、宗主国がアフリカの人々に強制労働を強いる権利があるかどうかについて、二つの事例から検討する。一つ目の事例は、宗主国が、アフリカのある地域に食料難が生じ、そこの人々が餓死しないように食料を供給するために、アフリカの人々を労働に徴発する事例であり、二つ目の事例は、アフリカの交通事情が悪いために、長時間にわたる荷役運搬業務に携わる人々の人命の毀損が著しく、そのような事態を改善するために、幹線道路等を敷設することとなり、そのために植民地

の人々を労働に徴発しなければならない事例である。この問題は、ヨーロッパ宗主国の植民地政策の関心から生じた問題であるものの、生命（人命）を問題にしている点においては、ヨーロッパ宗主国とアフリカの植民地の人々との共通問題であるとも言えよう。このような問題を検討することによって、シュヴァイツァーは以下のように強制労働を統制するための原理を提示するのである⁶⁰。

①強制労働は、国家の定めるところによってのみ、絶対的必要が存するところでのみ適用されるべきである。

②強制労働には、女性以下のようなときにのみ使用されるべきである。

A.強制労働が村落の近隣で行われ、女性が家で眠ることができる場合に限ること。

B.プランテーションの農作業が必要でないときにのみ限ること。

C.女性が乳児に授乳していないときに限る。

③子供の労働は禁止すべきである。

④人々が、村落から遠く離れたところで、労働を強制される時に、栄養と住居の衛生的な諸条件が、十分に要求が満たされるように、特別な安全対策を講ずるべきである。

⑤労働のスピードは度を越すことは許されない。

このように、シュヴァイツァーはヨーロッパの植民地支配を前提としつつも、アフリカの人々の人間の権利（人権）に配慮（尊重）し、「強制労働がやむを得ず行われる際の原理を提示するのである。ここでは十分検討することができないが、シュヴァイツァーは、この強制労働の問題を、通商（商業）の自由の権利の問題との連関においても論じているのである⁶¹。

以上、シュヴァイツァーのアフリカの人々に対する人間の権利の議論は、先に3において検討したように、シュヴァイツァーの生命観（生への畏敬の倫理）と連関しているのであるが、とりわけ、シュヴァイツァーは自らの生命観から、アフリカの人々の生命の危機を救済すること（アフリカの人々に対する医療活動によって）を重要課題であると考えていたのである⁶²。

「とりわけ、未開の民族かつ半未開の民族の死滅を防ぐことが重大な問題である。民族の生存は、貿易によって輸入されたアルコールによって、私たちが彼らにもたらした病気、あるいは、眠り病のように、彼らのもとに、すでに存在していたが、ヨーロッパの植民地経営に必然的に伴う交通によって普及した病気によって、脅かされているのである」⁶³。

結びにかえて

これまでシュヴァイツァーの植民地観を検討し、そこから具体的に展開されたアフリカの人々の社会問題（アフリカの人々の労働観、強制労働、特許制度、教育の問題）を考察し、それらがシュヴァイツァーの生への畏敬の倫理の哲学的思索（人間性の思想）と連関していることを論じ、彼の人間性の思想（生への畏敬の倫理）が、アフリカ植民地の問題

（アフリカの人々の人権論）として展開された、シュヴァイツァー人間の権利論（人権論）を、とりわけ、強制労働の問題（特許制度の問題）が、自由な労働の選択と通商（商業）の自由の権利と密接に関連して構築された議論であることを考察した。これまでのシュヴァイツァーの議論に一貫する特徴を見出すとするならば、彼がヨーロッパ宗主国の植民地経営の立場とアフリカの文化の維持の立場（アフリカの人々の立場）の狭間に立ちつつ思索（実践）をしていたと言えよう。このようなシュヴァイツァーの立場は、ヨーロッパ宗主国によるアフリカ諸国の植民地経営の全面的な肯定の立場とも、ヨーロッパ諸国からの植民地解放を訴える植民地経営の全面的な否定とも異なるものである。つまり、冒頭で述べた、シュヴァイツァーをアフリカの人々の立場を配慮することのない植民地主義者であるとみなす黒人の側からの批判も、シュヴァイツァーを、ヨーロッパ宗主国を裏切る反資本主義者とみなす白人の側からの批判も正鵠を得ていないと言っているのである。確かに、シュヴァイツァーは、これまで検討してきたように、ヨーロッパの植民地経営を前提に議論をし、植民地の全面的な解放についても懸念していた。この点についてはシュヴァイツァーの思想も時代に制約されており（アフリカの植民地を前提にした理論）、彼の植民地論が現代的視座から批判に晒されていることはやむを得ないと思われる⁶⁴。しかし、シュヴァイツァーの思想が時代に制約されているとはいえ、時代制約的なものを越えた視座（人間の権利論）から、アフリカの人々を常に考慮しつつ植民地の問題を考えていたことは評価に値すると考えうるのである。換言するならば、シュヴァイツァーは、一方においては、アフリカ諸国の具体的な実情を見据えつつ、一挙に植民地を全面的に解放することよりも、ヨーロッパ宗主国による植民地経営の内部で、アフリカ植民地の社会問題を解決することを目指し、他方においては、ヨーロッパ宗主国の植民地経営の立場も見据えつつ、野放図な宗主国の植民地経営（国家にせよ特許会社にせよ）に対しては人間の権利の観点からは正をせまるのである。このようなシュヴァイツァーのアフリカ植民地に対する見方（態度）は、彼のアフリカの医療活動において以下のようなことを反映していると言えよう。つまり、一方においては、生への畏敬の観点から、近代科学の恩恵とも言うべき最新の医学をアフリカに導入することが（ヨーロッパの近代的側面の導入）、他方においては、病院の構内の外観をアフリカの村落と類似した状態に整備する（アフリカの現地の人々の反近代的側面への配慮）ことによるアフリカの人々に対する配慮を反映していると思われる⁶⁵。このように人間の権利の視座（生への畏敬の倫理）から、アフリカの人々の立場とヨーロッパ宗主国の立場との境界において、両者の矛盾葛藤を自らの責任において一貫して担いぬいたシュヴァイツァーの立場は一考に価すると思われる。

¹シュヴァイツァーの植民地に対する問題は様々な研究者が議論しているが、バーマンは以下のようにシュヴァイツァーの植民地観に対する白人の側からの批判と、黒人の側からの批判を以下のように纏めている。「シュヴァイツァーは、一部では、ヨーロッパの植民地主

義者やアフリカに住み、これまで常にうまく行ってきた搾取的なやり方で旧来のシステムを存続させている一部アメリカ人と同類とみなされていた。一方、現地人がより公正な扱いを受けて、植民地主義者のもとで行われてきたような搾取がなされることのないように望むシュヴァイツァーを反資本主義者と呼ぶ者もいた。白人は十分な返礼を与えることなしにブラック・アフリカを搾取してきたと説いたり書いたりしたがために、シュヴァイツァーは白色人種への裏切り者というレッテルさえ貼られていた」(122 ページ)「ローデシアでは、黒人現地人がシュヴァイツァーを黒人に敵対する存在とを感じる一方、政府やそのほかほとんどすべてを牛耳っている白人支配層は、シュヴァイツァーを共産主義寄りの反白人・反資本主義者とみなしていた。『アルベルト・シュヴァイツァーはペテン師か?』という小冊子さえ出回っていた」。(118 ページ) エドガー・バーマン、永井健三訳「シュヴァイツァーとの対話」 1991年、JICC 出版局、117頁-131頁参照。

また、ヘンリー・クラークは、ヨーロッパの宗主国の植民地経営の利益の保持の観点と、アフリカの植民地の文化(福利)の保持の両立の問題から、シュヴァイツァーの家父長主義(パターナリズム)の問題を、とりわけ、病院経営の問題に敷衍して考察している。シュヴァイツァーの病院経営における家父長主義的側面について評価している研究者として、Fritz Buri, McGregor (彼はシュヴァイツァーの家父長主義を全面的には評価していないが)を、それについて批判的な立場を展開している者として、Hunter, Gunther, Gell, を挙げている。また、シュヴァイツァーの病院の反近代性を指摘している研究者として、Cecil Northcott を、それに対する反論している者として Home Jack, Gunther, Norman Cousins を挙げている。この点については、H.Clark, The philosophy of Albert Schweitzer, P.110-119 を参照。さらに、Mbondobari はシュヴァイツァーの植民地の問題を、アフリカ(ガボン)の Ndaot の小説を題材にして、主としてシュヴァイツァーの脱神話化の観点から批判的に検討している。その点に関しては以下の文献を参照。The Ethics of Albert Schweitzer for the twenty-first century Reverence for Life (2002 by Syracuse University Press) Sylvere Mbondobari The Assessment of the Life and Thought of Albert Schweitzer in Germany and Africa.

² Albert Schweitzer, Aus meinem Leben und Denken, S.157

³ ibid, S.157

⁴ ibid, S.157

⁵ ibid, S.158

⁶ ibid, S.157

⁷ ibid, S.157

⁸ ibid, S.158

⁹ ibid, S.158

¹⁰ シュヴァイツァーは『文化の衰退と再建』において文化の特徴を以下のように述べている。「文化は、その本質上二面的である。文化は理性が自然を支配するとともに、理性が人間の心情をも支配することによって実現されるのである」。(Albert Schweitzer Verfall und Wiederaufbau der Kulture, S.21)つまり、シュヴァイツァーは文化を構築するためには、人間が自然を技術的に支配することにおける進歩(物質的進歩)と、人間が自らの心情を支配することにおける進歩(精神的進歩)という二つの進歩が必要であると考えている。ここでは、シュヴァイツァーが議論しているアフリカの文化の保持の内実について検討することはできないが、物質的進歩と精神的進歩の両者を含んでいると考えることができる。

¹¹ ibid, S.158

¹² Albert Schweitzer, Zwischen Wasser und Urwald, S.162-163

¹³ ibid, S.162

¹⁴ Albert Schweitzer, Aus meinem Leben und Denken, S.159

¹⁵ ibid, S.159

¹⁶ Albert Schweitzer, Zwischen Wasser und Urwald, S.157-158

¹⁷ ibid, S.159

¹⁸ ibid, S.160

-
- ¹⁹ ibid,S.161
²⁰ ibid,S.163
²¹ ibid,S.164
²² ibid,S.164
²³ ibid,S.165
²⁴ ibid,S.168
²⁵ Albert Schweitzer Aus meinem Leben und Denken, S.160
²⁶ ibid,S.160
²⁷ Albert Schweitzer, Zwischen Wasser und Urwald,S.167
²⁸ Albert Schweitzer,Aus meinem Leben und Denken, S.160
²⁹ この点については、ここでは検討することができないが、文字の獲得を重視した P.フレイレ、イヴァン・イリイチとシュヴァイツァーの教育論について比較検討しなければならないことを指摘しておくにとどめる。
P.フレイレ「被抑圧者の教育学」1979年 小沢有作、楠原彰、柿沼秀雄、伊藤周訳 亜紀書房、イヴァン・イリイチ P.フレイレ「対話—教育を超えて」1980年 新泉社 角南和宏訳参照。
³⁰ ibid,S.161
³¹ Albert Schweitzer,Die Beziehung zwischen den weissen und farbigen Rassen,S.337
³² ibid,S.161
³³ Albert Schweitzer, Zwischen Wasser und Urwald,S.167
³⁴ Albert Schweitzer Aus meinem Leben und Denken, S.161
³⁵ その点について、本節では検討することができないが、シュヴァイツァーは、生への畏敬の倫理を構築するために、独自の文化論から類型論的かつ倫理思想史的考察を詳細に論じている。
³⁶ Albert Schweitzer,Kultur und Ethik,S.229
³⁷ ibid,S.211
³⁸ ibid,S.212
³⁹ ibid,S.244
⁴⁰ ibid,S.246
⁴¹ ibid,S.246
⁴² シュヴァイツァーの罪責の問題は、以下のようにアフリカの植民地観とも密接に関連しているのである。「私たちと私たちの文化には、大きな罪がのしかかっている。向こうの人々（アフリカの人々）に善事をなすことを欲するか、欲しないかは、私たちは全く自由ではないのである。私たちは善事をなさねばならないのである。私たちが彼らに善事をなすところのものは、慈善ではなく罪の贖いである」。Albert Schweitzer, Zwischen Wasser und Urwald,S.205.ここでは、論じることはできないが、シュヴァイツァーの植民地観（アフリカの社会問題への実践的関与）と、彼のキリスト教思想は密接に関連していると思われる。
⁴³ ここで補足説明するならば、シュヴァイツァーは、個人倫理を無視した社会倫理を批判するだけでなく、以下のように、社会倫理を無視した個人倫理を批判しているのである。「個人の事柄を超えた責任における活動から生ずる非人間性の罪責を私たちができるだけ自己自身に退却することによって軽減しようという誘惑は、私たちすべてに存する。しかし、この無罪責は不正に手に入れたものである」。(AlbertSchweitzer, Kulture und Ethik,S.247)
「生の畏敬は（シュヴァイツァーの倫理は）・・・純粹に個人主義的、内面的な文化観を認めない。人間が自己自身に退却することは深いが、不完全な文化理念である」。「生への畏敬は個人に世界への関心を放棄することを許さない。生への畏敬は絶えず個人に個人を取り巻く一切の生命に関わりあい、それに責任を感じることを強いる」。(AlbertSchweitzer, Kulture und Ethik,S.251)
⁴⁴ ibid,S.212
⁴⁵ Albert Schweitzer,Kultur und Ethik,S.213
⁴⁶ シュヴァイツァーは、このような矛盾葛藤においてある私たちが倫理的実践をするため

の指針を以下のように指摘する。「生を維持し促進する憧憬にますます支配されることによって、生を破棄し毀損する必然性に対して、ますます抵抗することによってのみ人間は前進する」。(AlbertSchweitzer, Kulture und Ethik,S.238) 「真の知（生への畏敬の倫理）は、私達の周囲を取り巻く一切が生への意志であるという神秘に捕らえられ、いかに私達が絶えず生命に罪責を負っているかを洞察することである。」。(AlbertSchweitzer, Kulture und Ethik,S.246)

⁴⁷ AlbertSchweitzer, Kulture und Ethik,S.246

⁴⁸ ibid,S.146-147

⁴⁹ ここでは検討することができないが、シュヴァイツァーの人間性の思想は、遺稿『我ら亜流者達—文化と文化国家』(Albert Schweitzer, Wir Epigonen.Kultur und Kulturstaat)における文化論の中心的な概念として展開されている。また遺稿においてシュヴァイツァーが人間性の思想について「自己以外存在への本性的で自己中心的な関わりと並んで、個人が非自己中心的な関係を打ちたてるところに、活動的な精神的自由としての道徳性が存する」(Albert Schweitzer, Wir Epigonen.Kultur und Kulturstaat S.191)と述べているように、彼の人間性の思想の主張は、人間性や人間社会を超えた射程を有していると思われる。

⁵⁰ AlbertSchweitzer, Kulture und Ethik,S.249

⁵¹ ibid,S.213

⁵² ibid,S.238

⁵³ 金子昭、「文化国家論にいたるシュヴァイツァーの文化哲学の射程」、天理大学おやさと研究所年報、第15号、2009年参照

⁵⁴ Albert Schweitzer,Die Beziehung zwischen den weissen und farbigen Rassen,S.325

⁵⁵ ibid,S.327

⁵⁶ ibid,S.327

⁵⁷ ibid,S.327

⁵⁸ ibid,S.331

⁵⁹ ibid,S.331

⁶⁰ ibid,S.332

⁶¹ 宗主国国家と企業が協力して、企業の利益のために、つまり、ゴム、パーム油をアフリカの奥地から沿岸地域へと運搬するために、国家がアフリカの人々を、労働に徴発することに対してシュヴァイツァーは懸念している。

⁶² ここで補足説明するならば、シュヴァイツァーがアフリカの人々の生命を医療によって救済することを重要な課題とするのは、ヨーロッパの人々がアフリカの人々に対して不正と残虐な行為を行ったことに対する贖いと考えているからである。

⁶³ Albert Schweitzer Aus meinem Leben und Denken, S.161

⁶⁴ このシュヴァイツァーの時代制約的側面について、ヘンリー・クラークは以下のように述べている。「私たちは、有能な自国の政府を作ることができるほど十分文明化した現地の人々が、アフリカの多くの地域に存するので、シュヴァイツァーの基本的な方向性は時代遅れのものと考えられるかもしれない」。(H.Clark,The philosophy of Albert Schweitzer,P.117-118.

⁶⁵ Henry Clark,The Philosophy of Albert Schweitzer,P.118

いわい・けんたろう（京都大学大学院文学研究科・博士後期課程）